平成２１年（フ）第５６３号
福井市加茂河原４丁目７番13号　ルミナスヒルズＡ102、旧住所福井市灯明寺２丁目1222番地　コーポ六号
債務者　前川　　博
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
福井市東大味町第24号17番地
債務者　吉村千代枝
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
福井市灯明寺２丁目308番地
債務者　大八木　明
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
福井市舞屋町第15号104番地
債務者　別島　敬徳
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
福井市福新町1401番地　福団地４号館90号
債務者　佐藤　新次
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
長野県上田市中丸子1958番地１　市住503号
債務者　高野　民子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１３７号
長野県上田市上田1954番地８
債務者　松本　良夫（旧姓塩沢）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１６１号
長野県松本市野溝西１丁目９番38号、前住所長野県松本市宮田28番４号
債務者　三浦　有明
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７７号
長野県諏訪市四賀2146番地　山久ハイツ101
債務者　小原　　功
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７５号
岐阜県可児市土田2545番地12　サンハイツイトーＡ－１Ｂ
債務者　八木イサムこと　ヤギ　イサム
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１５９４号
名古屋市西区新木町48番地　グラシアス弐番館301号
債務者　名取　健児
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
三重県津市末広町６―21　ロイヤルメゾンアルバ101号室、住民票上の住所大阪府豊中市浜３丁目21番43号
債務者　町田　智子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５９号
三重県亀山市東町１丁目２番３号、前住所三重県亀山市川合町756番地21
債務者　森口　佳樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６０号
三重県亀山市東町１丁目２番３号、前住所三重県亀山市川合町756番地21
債務者　森口　佳子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６３号
三重県鈴鹿市国府町2200番地の299　増川貸家、前住所三重県鈴鹿市住吉２丁目３番８号
債務者　白塚山昭人
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６６号
三重県津市芸濃町岡本1102番地２
債務者　岡本　美幸
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７２号
三重県松阪市嬉野中川町696番地９　コーポジョイフルトロワＡ101
債務者　鈴木　紀夫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係